

## 第4回権利擁護セミナーが開催されました

理事長 小泉 いと子

4月27日に東京都大田区で行われました全国手をつなぐ育成会連合会主催の「第4回権利擁護セミナー」に参加しました。

開会に先立ち、全国手をつなぐ育成会の久保会長より、4月14日から続いている熊本地震で現地に行かれた報告がありました。現地は上空から見るとブルーシートで覆われた屋根がいたるところに散見され、家の中も家具の転倒などで大変なことになっているとの事でした。全国連合会では必要なものが購入できるように義援金の募集を行うので、各地の育成会でもご協力をお願いしたいとのことでした。その後、大阪市育成会でも支部連絡会等を通じてお願いしておりました義援金も、皆さまのご協力を頂きましたおかげで、たくさんの集まり、親の会の団結力、優しさ、互助精神を改めて感じました。この場をお借りして心より感謝申し上げます。

さて、研修会の報告になりますが、今回は、「障害者差別解消法から考える心のバリアフリー～誰にもやさしい社会を目指して～」と題しまして、毎日新聞社論説委員の野澤和弘氏よりご講演をいただきました。

講演の内容としましては、28年4月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」が施行されましたが、地域での取り組み、つまり障害者差別解消支援地域協議会の取り組みが、なかなか進んでいない事を挙げられ、設立の必要性と、協議会の活かし方についての解説がありました。

障害者差別解消支援地域協議会については、障害者差別解消法に「組織することができる」となっており、必ずしも組織をしなければならないといったものではありません。そのため、各地で状況がバラバラになっているというのが実態です。

野沢氏の地元の千葉では、この協議会が実際に設置され機能しており、地域で障がいのある人が生活をするうえで、この法律をどう活用していくのか？また、生きた法律として使っていくために、これからは親が法律の内容をよく理解して広めてほしいということでした。この法律をよく知ったうえで活用することで、とても魅力的な良い法律となるともおっしゃってました。

また、講演の中で、この法律のキーワードになっ

ている「差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮」について、具体的な事例を基にわかりやすい解説がありました。今回お話をさせていただいた例としては、自閉症の方がパニックを起こした時など、クールダウンできる部屋やスペースを確保する。また、横たわれるソファを用意するといったものでした。こういったものは、障害福祉サービス事業所には設けられているのですが、このような設備が障害者差別解消法によって、日常的に利用する民間施設にも設置が広がればよいなと思いました。

しかし一方で、同じ障がいであっても、求めるべき合理的配慮というのは、場面も違えば、中身も違ってきます。従って、家族や支援者が、きちんと勉強して、当事者に必要な合理的配慮を代弁でき、快適に過ごせるよう関係者の人達と一度考えてみることも大切ですね！ともおっしゃっておられました。

講演の締めくくりに、障がい者へ合理的配慮をすることによって、一般の人あるいは会社は、少しだけ負担となる場面がでてきます。自分さえよければという社会がいいのか、いつ自分がそうなるかもわからないということを考えて、自分たちも少しだけ負担をしたり、我慢しながら、障がいのある人達と一緒に優しい社会をつくっていくほうがいいのか、それを考えましようというのが、この法律や合理的配慮の考え方が目指すものだと思うとおっしゃってました。

今回のお話を伺い、私たち親や支援者が、いかに障がいのある人に寄り添い見守ることが大切かを感じました。

なお、8月18日には、拡大支部連絡会として、又村あおい氏をお招きして学習会を開催しますので、一緒に学習して良き代弁者になりましょう。

## 第16回大阪市障がい者スポーツ大会が開催されました

5月14日から29日にかけて、第16回大阪市障がい者スポーツ大会が開催されました。

5月14日に長居障がい者スポーツセンターでアーチェリー、5月15日に弁天町グランドボウルでボウリング、長居障がい者スポーツセンターで卓球、5月22日にヤンマーフィールド長居(長居第2陸上競技場)で総合開会式と陸上競技・フライングディスク、5月29日に舞洲障がい者スポーツセンターで水泳競技が行われました。